

パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか？

☎1001096

女

性に対する暴力は、決して許されるものではありません。しかし結婚したことのある女性のうちおよそ10人に1人が、配偶者などから繰り返し暴力を振るわれたり、暴言を吐かれたりしたドメスティック・バイオレンス（DV）の経験があるという調査結果があります。もしも暴力を受けたときは、一人で悩まず相談してください。

暴力にあたる行為の例

● 身体的暴力

殴る、蹴る、髪の毛を引っ張る、物を投げ付ける

● 心理的暴力

怒鳴る、ののしる、侮辱する、物を壊す、交友関係を細かく監視する

● 経済的圧迫

生活費を渡さない、借金を強要する、働きに行くことを過度に制限する

● 性的強要

性行為を強要する、避妊に協力しない、アダルトビデオなどを無理やり見せる

DVは、相手を支配するための一方的な暴力であり、対等な立場での一時的な夫婦げんかなどとは全く性質が異なります。

身体に対する暴力は被害者を傷つけるだけでなく、命に関わる危険もあります。暴力を受けない状態になつてからも、恐怖が消えず、情緒不安定になったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になったりするなど、心の健康を害してしまうこともあります。

子どもへの影響

子どもがいる家庭では、父親が母親に暴力を振るう現場を子どもが目撃したり、子どもも暴力を振るわれたりすることがありますが、このような家庭環境では子どもの安全や健全な成長発達に多大な影響を及ぼします。パートナーに暴力を振るう家庭で子どもが育つことは、子どもに心理的外傷を与え、恐れがあり、心理的虐待にあたります。



一人で悩まないで相談を

内閣府の調査によると、パートナーからの暴力を受けながらも、「相談するほどではない」「自分さえ我慢すればいい」などと考えて、約4割の女性が誰にも相談していません。暴力を受けた女性の約半数は、「子どもがいるから」「経済的な不安があるから」などの理由で、パートナーと別れたいと思いつつも別れなかつたと答えています。

しかし、暴力は、いかなる理由があつても、どんな間柄であつても、許される行為ではありません。暴力を受けた被害者を加害者から守るため

DVの相談窓口

◎子育て支援課 ☎23・3513

【休日・夜間】☎22・1111

◎愛知県女性相談センター

【女性相談員による相談】

☎(052)962-2524

【弁護士による専門相談】

☎(052)962-2528

【東三河駐在室】

☎(0532)545-111

※詳細は市HPでご確認ください。

めに、さまざまな相談窓口があります。暴力の被害から抜け出し、自身や子どもを守るためにも相談してください。（相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は厳守します。）

デートDVにご注意を！

交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思い通りに支配したり束縛したりしようとする態度や行動は、デートDVです。女性も男性も、誰もが被害者や加害者になる可能性があります。お互いを尊重しながら、対等で良い関係を築くために、二人の関係を見直してみましよう。

また、デートDVはエスカレーターすると、ストーカー行為や暴行・傷害につながる恐れもあります。自分を責めたり、一人で解決しようとしたりしないで、早めに相談しましょう。

